



生活困窮者*の自立を支援するための取組 ～生活困窮者自立支援法に基づく事業の概要～

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされています。また、この法律で、「市は、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する」と規定されています。

■丸亀市におけるこれまでの取組

①自立相談支援事業

地域に相談窓口を設置し、支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額等を支給します。

③家計改善支援事業

家計状況の課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行います。

④就労準備支援事業

直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

⑤こどもの学習・生活支援事業

小中学生を中心としたこどもの学習支援をはじめ、仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行います。



仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。